

守山市立守山北中学校

いじめ防止基本方針



守山市立守山北中学校

目次

| | |
|--------------------------|-------|
| はじめに | - 3 - |
| I 基本方針 | |
| 1 いじめに対する基本的な考え方 | |
| 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | |
| 3 いじめの定義 | |
| 4 法が規定するいじめの防止等への組織的対策 | |
| II いじめ防止等のための組織 | - 5 - |
| III 学校全体としての取組 | - 5 - |
| 学校の基本姿勢 | |
| (1) いじめ防止のための取り組み | |
| (2) いじめの早期発見 | |
| (3) いじめへの対処 | |
| (4) 家庭及び地域との連携 | |
| 《家庭》 | |
| 《地域》 | |
| (5) 関係機関との連携 | |
| IV 重大事態への対処 | - 8 - |
| (1) 重大事態の意味について | |
| (2) 事実関係を明確にするための調査の実施 | |
| V 基本方針の見直し | - 9 - |
| VI いじめ防止等に向けての年間計画 | - 9 - |

はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題のひとつです。

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめられている子どもがいた場合は、必ず最後まで守り抜き、いじている子どもには、その行為を許さず、毅然とした指導を重ねていく必要があります。

本校は、一小学校一中学校という環境にあり、気心知れた支え合える仲間関係が築きやすいというメリットもあれば、新しい仲間との出会いの機会が少ないために、人間関係の固定化につながり、立場の弱い子どもにとってはデメリットになることもあります。

我々教職員は、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」を日々徹底し、「早期発見」「早期対応」に努めていかなければなりません。そのためには、県・市・学校が連携して、いじめの未然防止のために全力で取り組むとともに、家庭や地域が連携しながら大切に子どもたちを育てていかなければなりません。

しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちに、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力を育む」ために、すべての教職員が、いじめの問題に対する基本認識を共有することが不可欠です。いじめは命に係わる重大な人権侵害であり、絶対許されない行為です。教職員が子どもにしっかり寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教職員が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定します。

I 基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題のひとつであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において、様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、いまだにいじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめから多くの子どもを救うためには、子どもを取りまく大人一人ひとりが、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめがなくなることを旨として行われなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように指導しなければなりません。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

*個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと（気持ちを重視すること）が必要である。

4 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

いじめ防止対策推進法が規定するいじめ防止等の組織に関する条文は次のとおりです。

① 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する。（第 11 条～13 条）

※ 国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

② いじめの防止等のための組織等

ア 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。（第 14 条第 1 項）

イ 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「付属機関」を置くことができる。（第 14 条第 3 項）

ウ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(第 22 条)

エ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(第 28 条)

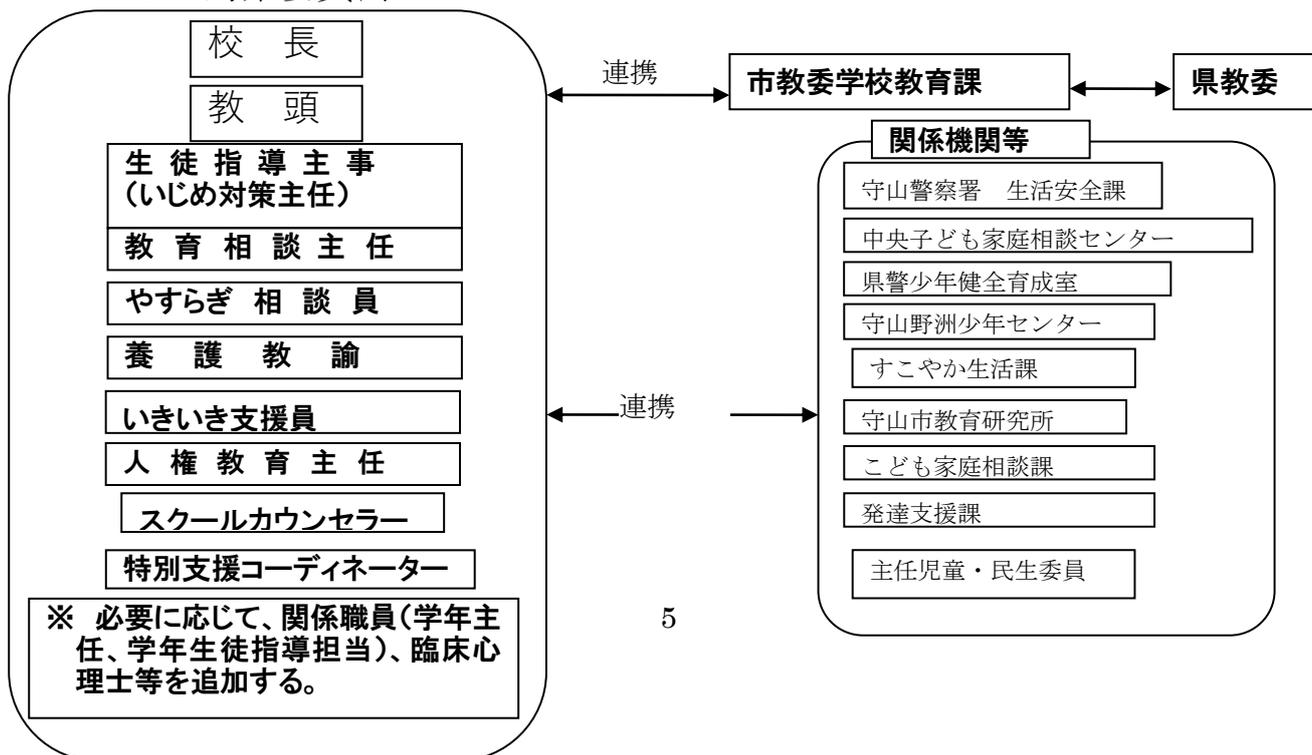
オ 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「付属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。(第 29 条～第 32 条第 2 項)

II いじめの防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織（いじめ防止対策委員会）を置き、その組織体制は、以下の組織図によります。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとします。

◎ いじめ対策委員会



Ⅲ 学校全体としての取り組み（学校の基本姿勢）

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市教委の「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践します。こうした取組を徹底しながら、生徒指導・支援委員会や職員会議等において、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図ります。さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図ります。

（1）いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取組を進めます。

- 1 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- 2 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 3 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合え、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 4 すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。
- 5 いじめの背景にある虐待や人間関係のトラブル等の要因に着目し、その改善を図り、それらの要因からくるストレスに適切に対処できる力の育成に努める。

（2）いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、生徒のささいな変化に気づく力を高め、どんなささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを見過ごしたり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたります。

- 1 いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査（学級では毎学期、部活動では年1回）や教育相談の実施。
- ② 全教員によるチェック項目にしたがっての生徒チェック「SOSをキャッチしよう」の実施（6月）
- 3 さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守る。

（3）いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた場合、あるいは、いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとさ

れる生徒に事情を確認した上で適切に指導する等、教職員で情報共有し、組織的な対応を行います。

- 1 学校としての組織的対応をする。
- 2 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- 3 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

このため、教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深める意識を持ち続けます。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校だよりや、学年通信、学級通信等の情報発信や、学校の情報を見逃さないように気を配ります。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭や地域でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施します。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。

- 1 学校と保護者とが情報を共有する。
- 2 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- 3 PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進めます。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員・児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めていただきます。

- 1 学校評議員会への働きかけを進める。
- 2 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- 3 地域の関係団体との連携を促進する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中でも、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通

報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとります。

- 1 市教育委員会や関係機関による取組の連携を図る。
- 2 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- 3 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことととらえています。

- 1 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害をうけた場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などである。
- 2 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

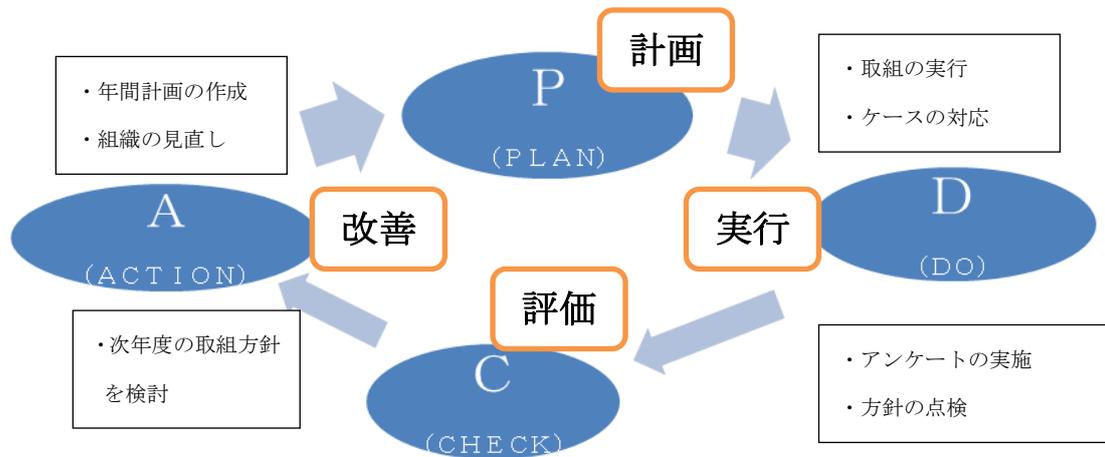
- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

また、調査においては、累積性、複合性について周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしつかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

V 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしてします。



VI いじめ防止等に向けての年間計画
「いじめ防止対策年間計画」(守山市立守山北中学校)

| 月 | 教職員・生徒の取組や活動 | | P T A・地域の取組や活動 | |
|--------|---|------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| | <教職員> | <生徒会> | <PTA> | <地域> |
| 4月 | | | △地域委員総会 | |
| 5月 | | | | |
| 6月 | <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> アンケート(学級・部活) <input type="checkbox"/> 教育相談(早期) <input type="checkbox"/> 全生徒チェック | ○いじめ問題に関する全校の取組 | | ◇学校評議員会 ◇心と心をつなぐ |
| 7月 | <input type="checkbox"/> 校区内パトロール | | △地域別奉仕作業 | ◇民生児童委員懇談会 |
| 8月 | | | △愛のパトロール | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | | | | |
| 11月 | <input type="checkbox"/> アンケート(学級) <input type="checkbox"/> 教育相談(早期) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 | | | ◇心と心をつなぐ |
| 12月 | <input type="checkbox"/> 保護者向け啓発(早期) <input type="checkbox"/> ケータイ安全教室(防止) | ○いじめ問題に関する全校集会 | △教育講演会 (北中人権の日) △愛のパトロール | |
| 1月 | | | | |
| 2月 | <input type="checkbox"/> アンケート(学級・部活) <input type="checkbox"/> 教育相談(早期) | | | ◇学校評議員会 |
| 3月 | <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 | | | |
| 年間を通して | <input type="checkbox"/> 毎月の生徒指導支援委員会で、ケースの見届け <input type="checkbox"/> 河西小学校生徒指導委員会への中学校生徒指導担当の参加 | ○いじめをなくす運動の取り組み (全校行動宣言等) | 毎月の登校時の 5番による見守り | |